

# 北区教育・子ども大綱

令和元年 11 月

東京都北区

# はじめに

平成26年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、地方公共団体の長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱を定めることとされ、北区においては、平成27年7月に北区の教育目標の達成を目指し、教育を取り巻く環境の変化とそれに伴う諸問題に適切に対応していくため、「北区教育大綱」を策定しました。

その後、教育委員会が、教育振興部と子ども未来部の二部制になったことを踏まえ、このたび、教育・学術及び文化振興に関するだけでなく、子育て分野の事業の指針ともなる新たな大綱「北区教育・子ども大綱」として策定いたしました。

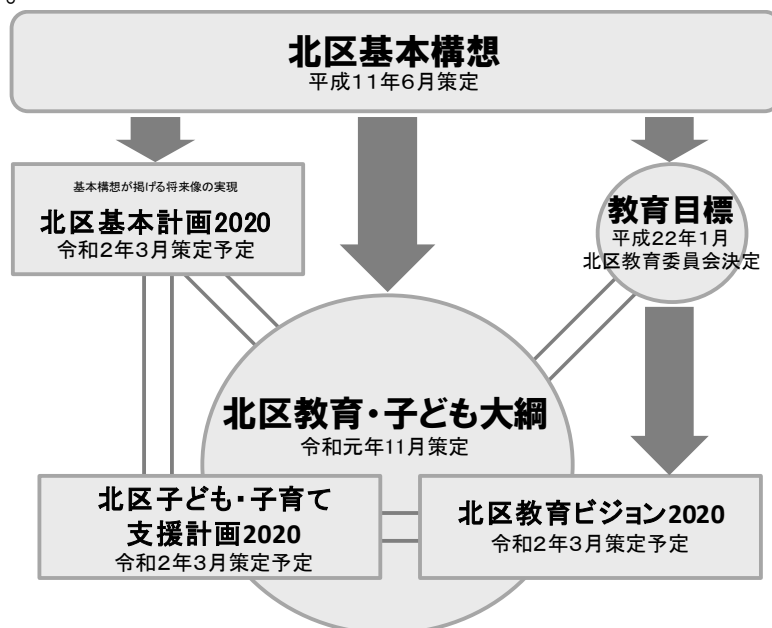
「北区教育・子ども大綱」の理念のもと、未来の時代を担う子どもたちの瞳が輝き、笑顔があふれるように「子育てするなら北区が一番」、「教育先進都市・北区」をより確かなものとするとともに、「一億総活躍社会」「人生百年時代」と言われるこの時代にふさわしい、いくつになっても誰もが自分らしく輝き、活躍できることを目指し、それぞれの分野における施策を区の最重要課題である「地域のきずなづくり」の視点も踏まえながら積極的に推進し、区民の信頼と期待に応えられるよう全力で取り組んでまいります。

最後に、大綱策定に伴い、教育長をはじめ教育委員の皆様と総合教育会議にて活発な意見交換ができましたこと、また、北区議会及び区民の皆様には、貴重なご意見を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

令和元年 11 月  
東京都北区長 花川 與惣太

## 「北区教育・子ども大綱」の位置づけ

- 国の教育振興基本計画を参酌するとともに、北区基本構想を踏まえ、北区基本計画と常に整合性をはかりながら、時代の要請に応えつつ、「教育先進都市・北区」のさらなる充実・発展を目指すものです。
- 10年程度の将来を視野に入れて、今後5年間の北区の教育、学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。



# 理 念

- 基本的人権を尊重し、笑顔と希望があふれ、誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会を目指します。
- 未来を切り拓いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、学びあい、育ちあう社会を実現します。

## 教育分野

地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、学校・家庭・地域を始めとした地域社会全体が一体となって相互に連携・協力し、豊かな人間性と創造性を備え、急激に変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく人間の育成を目指した学びや育ちを支えます。

## 基本方針

### 『まなび』 個の成長

《自ら学び・考え・行動する力の育成》  
変化が激しく、多様化・複雑化する社会において、自立し生き抜いていく力を育みます。

### 『ささえ』 協働と貢献

《地域を支え社会に貢献する人づくり》  
個の成長により活躍の場を広げ、他者と協働し、関わり合いながら地域を支え、社会に貢献する人材を育成します。

### 『つなぐ』 継承と循環

《世代を超えてつながる学びの創造》  
教えられた者が教える側へ、世代を超え、生涯を通じた学びのつながり（教育循環型社会）を創造します。

## 子育て分野

子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」の実現を目指すことを基本として、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すとともに、子育てをしている保護者への支援をしていきます。

また、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域社会全体と協力し、まちぐるみで子育てをする環境づくりを行います。

## 基本方針

### “子育て” への支援

北区のすべての子どもに対し、心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりなどに取り組みます。

### “すべて” の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、年齢等の子どものおかれた状況を踏まえ、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

### “まちぐるみ” での子育て支援

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”と“行政”が協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

北区教育・子ども大綱 令和元年 11 月策定

編集・発行 北区政策経営部企画課

北区教育委員会事務局 教育振興部教育政策課、子ども未来部子ども未来課

東京都北区王子本町 1-15-22

電話番号 03-3908-1104

ホームページ <http://www.city.kita.tokyo.jp/>